

2023 年度東京理科大学における自己点検・評価の実施方針

2023 年 4 月 5 日

自己点検・評価委員会

東京理科大学大学質保証推進委員会で策定した「2023 年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針（以下「基本方針」という。）」を受け、2023 年度における自己点検・評価の具体の細目、実施体制等を以下の通り定める。

1. 自己点検・評価実施の前提となる内部質保証の方針

学則第 2 条の 2、大学院学則第 1 条の 2、専門職大学院学則第 1 条の 2、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。

2. 実施組織

自己点検・評価の実施対象とする単位は本学、並びに本学を構成する学校法人東京理科大学業務規程第 1 条の 2に規定する部局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間と実施スケジュール

2023 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日とし、自己点検・評価委員会が明示するスケジュールに基づいて自己点検・評価活動に取り組むこととする。

4. 点検・評価活動

- (1) 基本方針を踏まえ、公益財団法人大学基準協会が明示する 10 の大学基準及び点検・評価項目に準拠することとする（以下、4. (2) の部局は除く）。
- (2) 教育支援機構教職教育センターにおいては、昨年度同様「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」等に基づいて点検・評価活動を実施すること。
- (3) 学長室等から部局独自の教育研究等の施策に対して個別に点検・評価を行い、報告すること等が求められている場合は、本実施方針とは別に対応すること。

5. 点検・評価活動の実施及び報告書の作成

(1) 前4 (1) に該当する部局

本学に即した自己点検・評価活動を行い、点検・評価内容と長所・特色を示すために、自己点検・評価の実施方針(細目)に基づき以下に留意して実施すること。

- ①大学基準協会が明示する“評価の視点”に本学独自の視点を加える。
- ②自己点検・評価の実施にあたっては2022年度までと同様、各部局における活動の実質化とそれに係る負担とのバランスに配慮すること。
- ③各部局における独自の施策による特色のある取り組み、学部学科再編等による教育研究環境の変化等を考慮して実施する。
- ④「基準2：内部質保証」は、引き続き自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとともに、基準2以外の基準についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこととする。

(2) 教育支援機構 教職教育センター

教育職員免許法施行規則第22条の8を受けて、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」等に則した点検・評価活動を行うことが必要なため、自己点検・評価の実施方針(細目：教職教育センター)に基づき点検・評価活動を実施すること。

6. 改善事項に対する点検・評価

前5で示したことのほか、以下についても点検・評価の対象とする。

- ・「機関別認証評価」及び「経営系専門職大学院認証評価」、「2021年度に実施した外部評価」等の結果において指摘のあった事項
- ・「機関別認証評価」及び「経営系専門職大学院認証評価」、「2021年度に実施した外部評価」等の結果において、学長によって改善が必要であると認められた事項
- ・2022年度の自己点検・評価の結果に基づく改善事項(2021年度以前からの継続を含む)

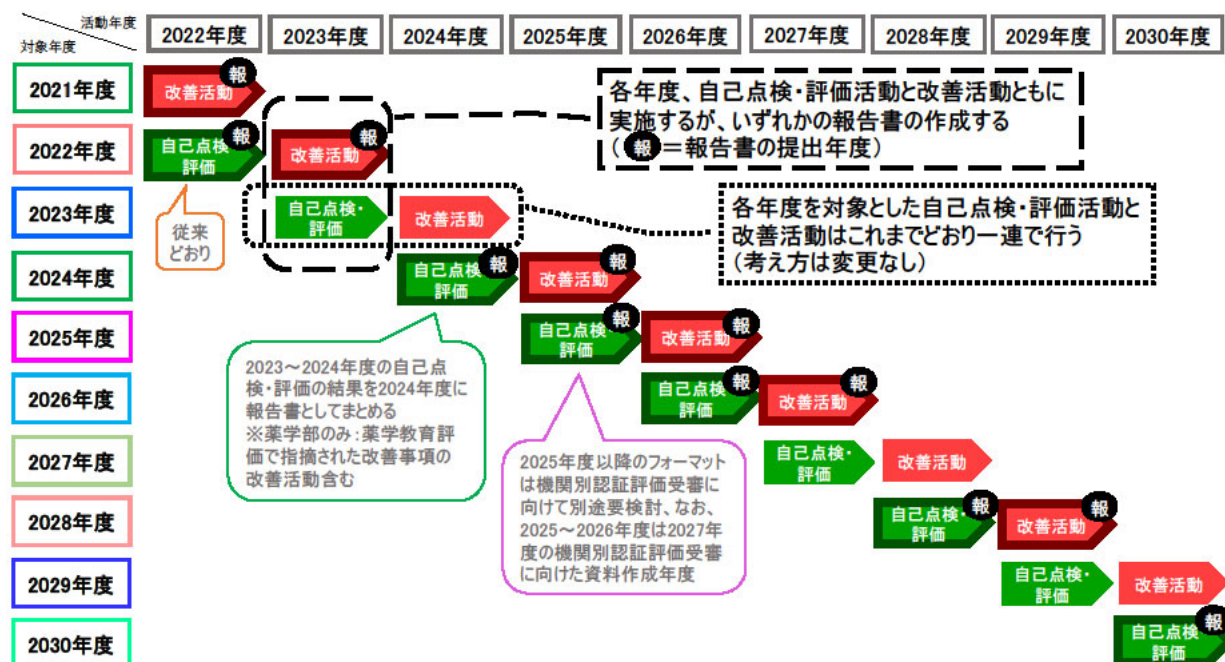
7. 根拠に基づく実施

自己点検・評価は、検証に必要な情報(データ)や記録等に基づいて行い、報告書にはどのような根拠に基づいて自己点検・評価を実施したかを記述することとする。なお、参考として実施方針(細目)に各点検・評価を実施する際の指標となる本学における方針、根拠等を明示する。

8. 自己点検・評価結果の報告(報告書の作成)

大学質保証推進委員会が策定した「自己点検・評価の基本方針」に基づき、2023年度からは、自己点検・評価活動と改善活動が一連であることは担保しつつ、毎年度の各活動は継続して行うが、自己点検・評価報告書の提出年度と改善活動に係る報告書の提出年度に分けることとする。

これを受けて、2023年度の自己点検・評価活動は前7.までのとおり実施するが、書面における報告(報告書の作成)は、2024年度に2023年度の活動を包含する内容で行うこととする。



- ※ 1. 各活動報告（報告書の作成）を行わない年度は、各部局において適宜自己点検・評価実施委員会の記録等を保管し、各活動の根拠となる資料を残すこととする。
- ※ 2. 各活動報告（報告書の作成）を行わない年度において、部局独自の活動として各活動の報告書を作成しても差し支えない。
- ※ 3. 2023 年度は自己点検・評価を行うとともに、各部局における自己点検・評価の対象とする施策や評価方法等について、今までの活動を振り返り、重点的に点検・評価を行う項目（施策）の整理と、改善につながる活動となるよう実効性を高めることを求める。

9. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 前 8. ※ 3 のことから、各機構、各学部・研究科においては自己点検・評価活動を行う委員会（会議等）において「重点的に点検・評価を行う項目（施策）の整理と、改善につながる活動となるよう実効性を高める方策」について検討を行い、資料・議事録等の記録に残すこと（推進委員会の求めにより当該事項に係る資料提出等を依頼することもある）。
- (2) 本学の自己点検・評価活動の実質化をより明確にするため「点検・評価」「改善」を重視することとし、報告（報告書の作成）を行うことに向けて点検・評価の実績について記録や根拠を残すこととする。（施策を実施したという現状説明を行うための記録ではなく、実施した施策に対する点検・評価の実施内容を記録する。）
- (3) 各部局は、学科・専攻・下部組織等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うとともに、主観的な評価だけではなく、外部からの意見等、可能な限り客観的な評価等を取り入れることとする。
- (4) 本年度の自己点検・評価を行った結果、改善を要する事項が生じた場合は、可能であれば本年度及び 2024 年度に改善活動を実施し、その結果を記録する。（2024 年度に作成する自己点検・評価報告書に改善活動やその結果を包含して記載する）

なお、改善事項を積極的に見つけるという観点で自己点検・評価をするのではなく、各施策等の適切性を評価し、その結果改善事項が生じている場合に対応することとする(非常に微細な事項や無理に改善事項を取り上げることはしない)。

10. その他（前8. に関する補足）

2025～2026 年度は第4期機関別認証評価の受審に向けて、公益財団法人大学基準協会が新たに示す予定である大学基準等を踏まえ、別途検討したうえでこれに対応できる自己点検・評価報告書を作成することとなるため、各報告書を並行して作成することとなるが、2027年度以降は再度各報告書を交互に作成する予定とする。